

通所介護重要事項説明書

2024年4月1日現在

1.当デイサービスが提供するサービスについての相談窓口

電話 0270-27-5393 (午前9:00~午後5時まで)

担当 久保田 浩嗣

2.しゃぼん玉デイサービスの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	しゃぼん玉デイサービス
所在地	群馬県伊勢崎市波志江町 1005 番地 1
介護保険事業所番号	通所介護 (群馬県 1070404247 号)
サービスを提供する 対象地域*	伊勢崎市・前橋市・玉村町、高崎市 *上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 当デイサービスの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名		管理業務	1名
生活相談員	介護福祉士	3名		相談業務	3名
機能訓練指導員	看護師		5名	機能訓練指導	5名
事務職員				事務全般	
介護・ 看護職員	看護師	0名	5名	看護介護業務	5名
	介護福祉士	9名	5名	介護・レクリエーション	14名
	実務者研修			介護・レクリエーション	
	介護職員初任者研修	1名		介護・レクリエーション	1名
	その他			1名	介護・レクリエーション

(3) 営業日

月曜日～土曜日 日曜日は定休 祭日営業 (12/31～1/2 は休業)

(4) 営業時間

8:30～17:30

(5) サービス提供時間

9:20～16:30

(6) 当デイサービスの設備の概要

定員	33名	静養室	1室 ベッド3床
食堂兼機能訓練室	1室 107.16 m ²	相談室	1室
浴室	一般浴槽 2つ 機械浴槽 1つ	送迎車	3台

3. サービス内容

- ①送迎 サービス計画に沿って専用の送迎車にて行います。車イスごと乗車できる車両もあります。
- ②食事 常食、刻み食等を用意し、利用者の状態により、見守りや食事介助等を行います。
- ③入浴 サービス計画に沿って一般浴又は機械浴により介助入浴を行います。入浴動作自立に向けての訓練として、又入浴後の処置等が必要な方々もご入浴いただけます。
- ④機能訓練 合同で行う体操やレクリエーション、又各カルチャー教室等の活動を通して、日常生活自立に向けた機能訓練を行います。
- ⑤生活相談 ご自宅での日常生活の自立に向け、ご相談等は担当職員がいつでもお受けいたします。
- ⑥利用日・利用時間 居宅サービス計画書の通り。

4. 料金

- ・付属別紙「サービスご利用料金表」をご参照ください。
 - ・利用料の支払いについては、利用者宛に費用項目の明細を付し毎月 15 日までに請求します。
利用者は、ホームの指定する銀行に、ご自身の口座から毎月月末までに前月分を自動振替もしくはお振込みの方法により、事業者の口座にお支払いいただきます。
 - ・お支払い頂きますと、領収証を発行します。
- *介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、いったんサービスの費用を全額（10 割）頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受ける事ができません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

ご連絡いただければ、当事業所職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者様が介護保険施設等に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合。

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、ご利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも

かかわらず 30 日以内に支払わない場合、またはご利用者様やご家族などが当法人のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6.しゃぼん玉デイサービスの特徴

(1) 運営の方針

「居心地のいい空間の提供」。当デイサービスでは、高齢や病気、障害を理由にご家庭での生活が困難になっても、世代を超えた仲間がいる場所。笑顔と温かさがある空間を提供し、ご利用者様が元気に生活できる様支援いたします。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	年間計画に沿って研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 変更のある場合は前日の 17:00 時までにご連絡下さい。
- ・体調確認 毎朝、利用前に体調を確認して下さい。
- ・体調不良等による
サービスの中止、変更 体調のすぐれない場合には、利用を見合わせていただく場合があります。
この場合、利用日を振り替えることも可能です。
ご家族の中でインフルエンザなどの感染症に罹患されてる方がいた場合は申し出てください。
- ・食事のキャンセル 前日の 17:00 までにご連絡下さい。
- ・設備、器具の利用 制限はありませんが混み合う場合は順番となります。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族、救急隊、居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。

8.非常災害対策

- ・防災時の対応 消防計画に則り対応します。
- ・防災設備 火災報知設備・自動火災通報設備・消火器・誘導灯設置。
- ・防災訓練 年 2 回の防火訓練。
- ・防火責任者 久保田 浩嗣

9.サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご利用者様相談・苦情担当

担当 久保田 浩嗣

電話 0270-27-5393

②その他

当社以外に、お住まいの市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

群馬県健康福祉部介護高齢課

電話 0272-26-2574

伊勢崎市健康推進部介護保険課

電話 0270-24-5111

群馬県国民健康保険団体連合会介護保険課

電話 0272-90-1323

10.当法人の概要

名称・法人種別 株式会社 TRY

代表者役職・氏名 代表取締役 久保田 浩嗣

本社所在地・電話番号 群馬県伊勢崎市波志江町 1005 番地 1 電話 0270-27-5393

事業所等 ○住宅型有料老人ホーム陽だまりの家

○しゃぼん玉デイサービス

11.第三者評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	あり	実施日	
		評価機関 名称	
		結果の開示	あり ・ なし
	なし		

契約をする場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

通所介護サービス提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明をし同意を得て交付しました。

事業者

所在地 群馬県伊勢崎市波志江町 1005 番地 1

名称 株式会社 TRY

代表取締役 久保田 浩嗣

説明者 しゃぼん玉デイサービス

久保田 浩嗣

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護サービスについて重要事項の説明を受けて同意をし交付を受けました。また、事業所が、サービス担当者会議等において、利用者並びに利用者の家族の情報を、利用する各サービス事業者等に提供することを承諾します。

利用者

住所 _____

氏名 _____

(代筆者) 続柄【 _____ 】

住所 _____

氏名 _____

ご家族 続柄【 _____ 】

住所 _____

氏名 _____

付属別紙 サービスご利用料金表(令和6年6月改正)

(1)通所介護基本料金
※伊勢崎市:7級地(1単位10,14円)

所要時間	3時間以上～4時間未満			4時間以上～5時間未満			5時間以上～6時間未満			6時間以上～7時間未満			7時間以上～8時間未満			
	1日当たり(単位)	1割	2割	3割	1日当たり(単位)	1割	2割	3割	1日当たり(単位)	1割	2割	3割	1日当たり(単位)	1割	2割	3割
介護要介護1	370	¥375	¥750	¥1,125	388	¥393	¥786	¥1,180	570	¥583	¥1,155	¥1,733	584	¥592	¥1,184	¥1,776
介護要介護2	423	¥428	¥857	¥1,286	444	¥450	¥900	¥1,350	673	¥682	¥1,364	¥2,047	689	¥698	¥1,397	¥2,095
介護要介護3	479	¥485	¥971	¥1,457	502	¥509	¥1,018	¥1,527	777	¥787	¥1,575	¥2,363	796	¥807	¥1,614	¥2,424
介護要介護4	533	¥540	¥1,080	¥1,621	560	¥567	¥1,135	¥1,703	880	¥892	¥1,784	¥2,676	901	¥913	¥1,827	¥2,740
介護要介護5	588	¥596	¥1,192	¥1,788	617	¥625	¥1,251	¥1,876	984	¥997	¥1,995	¥2,993	1008	¥1,022	¥2,044	¥3,066

(2)各種加算料

- ①入浴介助加算(Ⅰ):40単位/日 入浴介助加算(Ⅱ):55単位/日(個別入浴計画書を作成した場合に算定)
- ②個別機能訓練加算(Ⅰ)イ:36単位/日
機能訓練指導員等が利用者の居室を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行った場合算定。
個別機能訓練加算(Ⅱ):20単位/月(Ⅱ)は(Ⅰ)に上乗せして算定。個別機能訓練計画書の内容を厚生労働省に提出しフィードバックを受けている事が条件。)
- ③口腔機能向上加算(Ⅱ):160単位/回
看護職員等が利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等を作成し、口腔機能向上サービスをを行い、当該計画等を厚生労働省に提出し必要な情報を活用した場合、月に2回を限度として算定。
- ④科学的介護推進体制加算:40単位/月
必要な情報を厚生労働省に提出し、サービスを適切に提供するために必要な情報を活用した場合に算定。
- ⑤サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の者の占める割合が70%以上である場合。
1回あたり22単位
- ⑥介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の9.2%に相当する単位数を加算。
- ⑦送迎減算
利用者に対して、その居室と指定通所介護事業所との間の送迎を行わなかった場合。
片道につき47単位を減算
- ⑧事業所と同一の建物に居住する利用者または、同一建物から当該事業所に通う者については
1日94単位を減算(限度額管理の対象外)。

(3)自己負担分

- ・昼食費 1食あたり600円
- ・日用品費 自費(全額自己負担)
- <おむつ代>
- ・尿とりパッド50円(処理代込み) ・リハビリパンツ120円(処理代込み) ・テープ式紙おむつ140円(処理代込み) ・持込の場合、処理代のみ30円
- <日用品>
- ・ハブラシ 100円 ・口腔ケア用スポンジ 50円
- * その他、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

(4)キャンセル料

ご利用日の前日17:00までにご連絡がなかった場合は、キャンセル料として、600円(昼食分)を頂きます。

(5)その他

サービス実施記録の複写物の交付を希望する場合、騰写に掛かる実費として1枚当たり10円を頂きます。

